平成２４年（家）第４６４８号
国籍韓国、最後の住所大阪府大阪市浪速区下寺２丁目６番26―1205
不在者　慶　　美玉
西暦1974年３月25日生
平成25年７月３日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２４年（家）第１４５１号
本籍長崎県西海市崎戸町平島813番地、最後の住所岡山県倉敷市北畝１丁目15番36号
不在者　森　　馨子
昭和32年11月27日生
平成25年７月３日失踪宣告審判確定
岡山家庭裁判所倉敷支部裁判所書記官

平成２４年（家）第２０７号
本籍沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納312番地18、最後の住所沖縄県中頭郡嘉手納町字水釜379番地３嘉手納町営水釜高層住宅608号
不在者　新垣　節子
昭和12年５月10日生
平成25年７月３日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所沖縄支部裁判所書記官

平成２４年（家）第４１０号
本籍北海道登別市緑町２丁目30番地、最後の住所北海道登別市若山町２丁目43番地89
不在者　淺野　芳江
昭和10年２月６日生
平成25年７月２日失踪宣告審判確定
札幌家庭裁判所室蘭支部裁判所書記官

平成２４年（家）第２２２０号
本籍横浜市中区山下町118番地、最後の住所横浜市中区太田町以下不詳
不在者　關　　美幸
昭和34年11月19日生
平成25年７月５日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

平成２４年（家）第１０２３号
本籍大分県大分市大字松岡75番地、最後の住所静岡県静岡市駿河区丸子芹が谷町１番13号
不在者　川中　笑子
昭和元年12月26日生
平成25年７月５日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所裁判所書記官

平成２５年（家）第３４号
本籍愛知県安城市住吉町６丁目８番地８、最後の住所愛知県安城市今池町１丁目15番10号
不在者　稲垣　和彦
昭和47年５月８日生
平成25年７月５日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所岡崎支部裁判所書記官

平成２４年（家）第３２６５号
本籍大阪府大阪市東住吉区杭全８丁目230番地、最後の住所大阪市東住吉区平野馬場町33
不在者　長谷川正一
明治34年12月18日生
平成25年７月２日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２４年（家）第４４５１号
本籍大阪府門真市大字下馬伏263番地、最後の住所大阪府門真市下馬伏町263番地
不在者　北口　　玲
昭和35年４月23日生
平成25年７月２日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２４年（家）第８５０号
本籍兵庫県神戸市中央区琴ノ緒町５丁目７番地、最後の住所兵庫県神戸市以下不詳
不在者　岡城　数江
明治39年11月22日生
平成25年７月５日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所裁判所書記官

平成２４年（家）第１６７３号
国籍朝鮮、最後の住所兵庫県神戸市長田区西尻池町３丁目９－１
不在者　崔　　雪
西暦1917年６月15日生
平成25年７月５日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２５年（家）第７１０号
本籍徳島県阿波市阿波町北ノ名46番地、住所大阪市西成区玉出東１丁目１番39号ラビッツコート玉出303号
失踪者　川人　章二
昭和４年12月８日生
平成25年６月28日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２５年（へ）第１号
山口県下松市大字笠戸島29番地120
申立人　株式会社新笠戸ドック
代表者代表取締役　増田　好治
権利を争う旨の申述の終期　平成25年７月１日
平成25年７月４日　　周南簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　7264
金額　461,470円
支払期日　平成25年５月31日
支払地　山口県下松市
支払場所　株式会社広島銀行下松支店
振出日　平成25年１月31日
振出地　山口県下松市大字笠戸島29番地120
振出人　株式会社新笠戸ドック　代表者代表取締役　増田　好治
受取人　ヤンマーエンジニアリング株式会社
代表者代表取締役　津高研太郎
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第１号
山口県下関市彦島江の浦町１丁目６番18号
申立人　文正商事株式会社
代表者代表取締役　馬場　国雄
権利を争う旨の申述の終期　平成25年６月28日
平成25年７月４日　　下関簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＹＤ25128
金額　547,890円
支払期日　平成25年１月20日
支払地　八代市
支払場所　株式会社熊本ファミリー銀行八代支店
振出日　平成24年９月20日
振出地　八代市
振出人　熊本ドック株式会社　代表取締役　加藤　勝
受取人　ケイ・ディー商事
裏書人　ケイ・ディー商事　代表者　鳥井　勝美
被裏書人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第３号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
北九州市小倉北区板櫃町20番２―102号
申立人　森　　静江
権利の届出の終期　平成25年７月３日
平成25年７月４日　　小倉簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　北九州市小倉北区板櫃町1416番１
宅地　2071.70平方メートル（森静江持分50分の１）
一棟の建物　同所1416番地１　鉄筋コンクリート造陸屋根５階建　１階351.28平方メートル　２階ないし５階　353.25平方メートル
専有部分の建物　板櫃町1416番１の２　Ａ２号　居宅　鉄筋コンクリート造１階建　１階部分　49.55平方メートル
⑵登記年月日番号　福岡法務局北九州支局昭和61年３月20日受付第6291号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　抵当権設定登記（土地につき森静雄持分抵当権設定登記）
原因　昭和61年３月20日金銭消費貸借同日設定
債権額　金100万円
利息　日歩４銭１厘
損害金　日歩８銭
債務者　北九州市小倉北区板櫃町20番２―102号
森　　静雄
抵当権者　北九州市小倉北区白銀２丁目１番17号
野村　洋治
共同担保　目録(さ)第2081号

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第７４９３号
東京都中央区銀座３丁目８番４号
債務者　劇団ピッカリ座こと　株式会社アルカ
代表者代表取締役　足立亜委子
１　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上杉　昌隆
４　破産債権の届出期間　平成25年８月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部